

市第59号議案

保護施設の指定管理者の指定

次のように保護施設の指定管理者を指定する。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市浦舟園	泉区和泉町6, 18 1番地の 2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 三 上 章 彦	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和13年 3 月31日 まで
横浜市中央浩生 館	泉区下飯田町35 5番地	社会福祉法人横浜市社会事業 協会 理事長 西 田 守 希	同

提 案 理 由

横浜市浦舟園及び横浜市中央浩生館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）